

七ヶ浜町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領（以下、「本要領」という。）は、「令和7年度七ヶ浜町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託」（以下、「本業務」という。）の委託業務を公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。なお、本業務は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の採択を受けて実施するものである。

2. 業務概要

（1）業務名

令和7年度七ヶ浜町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託

（2）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（3）履行期間

契約締結の日から令和8年1月16日まで

（4）委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む）

10,000,000 円

3. 担当部署（提出・問合せ先）

七ヶ浜町町民生活課環境生活係 担当：伊藤、鈴木
〒985-8577
宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺 5-1
電 話：022-357-7455（直通）
F A X：022-357-2118
メール：kankyou@shichigahama.com

4. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

項目	期間等
公募開始日	令和7年6月30日（月）
質問受付期間	令和7年6月30日（月）～7月4日（金）午後5時必着
質問回答公表	令和7年7月8日（木）
参加表明書等の受付期間	令和7年6月30日（月）～7月10日（木）午後5時必着
参加資格審査結果通知	令和7年7月15日（火）
企画提案の質問受付期間	令和7年7月15日（火）～7月17日（木）午後5時必着
企画提案質問回答公表	令和7年7月18日（金）
書類審査結果通知	令和7年7月23日（水）
企画提案書等の受付期間	令和7年7月15日（火）～7月25日（金）午後5時必着
プレゼンテーション審査	令和7年8月1日（金）予定
受託候補者選定結果公表	令和7年8月6日（水）予定

項目	期間等
委託契約締結	令和 7 年 8 月上旬

5. 参加資格

本プロポーザルへ参加する者（以下、「プロポーザル参加者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていること。

- （１）七ヶ浜町発注の契約にかかる令和 7・8 年度 一般競争（指名競争）入札等参加資格（測量・建設コンサルタント）を有している者であること。
- （２）宮城県内に本店、または受任機関（支店又は営業所）を有すること。
- （３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- （４）七ヶ浜町から一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない者であること。
- （５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされた者でないこと。
- （６）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- （７）以下に該当する者が役員でないこと。
 - ①法律行為を行う能力を有しない者
 - ②破産者で復権を得ない者
 - ③禁錮以上の刑に処せられている者
- （８）暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- （９）政治団体（政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条の規定によるもの）でないもの。
- （10）参加表明書の提出期限から起算して 3 年前以内に、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。
- （11）国及び地方公共団体が発注した「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務（以下、同種業務という。）の履行実績（令和 4 年度以降）を有していること。
- （12）以下に示す技術者を配置できること。ただし、配置する技術者は参加表明書の提出期限より 6 か月以上前からプロポーザル参加者と直接的な雇用関係であること。
 - ①技術士（建設部門（建設環境または都市及び地方計画）の資格を有している者
 - ②過去 5 年以内に地方自治体が発注した同種業務実績を有する者

6. 質問の受付及び回答

（１）質問の方法

「質問書（様式第 7 号）」に記載のうえ、電子メールにて本要領「3. 担当部署（提出・問合せ先）」に記載の担当部署へ提出すること。なお、電話にて必ず受信確認を行うこと。また、電子メールの件名は「七ヶ浜町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定業務委託（プロポーザル参加者名）」とすること。

（２）質問の受付期間

令和 7 年 7 月 4 日（金）の午後 5 時まで

（３）回答方法

令和 7 年 7 月 8 日（火）までに七ヶ浜町ホームページで回答を掲載する。

7. 参加方法

本プロポーザルへの申込みを希望する場合は、次により参加申し込みを行うこと。なお、参加表明書、プロポーザル実施要領等、公募に関する資料・様式類は、七ヶ浜町ホームページからダウンロードすること。

(1) 提出書類・必要部数

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②会社概要書（様式第2号）
- ③同種業務実績調書（様式第3号）
- ④業務実施体制（様式第4号）
- ⑤配置予定技術者実績調書（様式第5号）

(2) 提出期限

令和7年7月10日（木）午後5時必着

(3) 提出方法

「3. 担当部署（提出・問合せ先）」に示した担当部署宛てに持参又は郵送で提出すること。

持参する場合：受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送する場合：書留郵便により、提出期限の午後5時まで到着するよう送付すること。

(4) 提出部数

各2部（正本1部、副本1部）

(5) 参加資格審査結果の通知

令和7年7月15日（火）までに通知する。

(6) その他

必要に応じて追加で書類提出を求める場合もある。また、参加受付後に「5. 参加資格」に示した参加要件を欠く事実が発覚した際には、当該プロポーザル参加者の参加を取り消すものとする。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

- ①企画提案書提出届（様式第6号）＜1部＞
- ②企画提案書（任意様式）＜8部（正本1部、副本7部）＞
 - ・用紙はA4判両面印刷（ホチキス左2か所留め）を基本とする。やむを得ずA3判を使用する場合はA4判サイズに折り込むこと。
 - ・ページ数は、表紙や目次を含め20ページ以内とすること。
 - ・文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。
 - ・仕様書に沿って、提案内容を具体的でわかりやすく記述すること。
 - ・提案書には業務スケジュールを必ず含めること。
- ③見積書及び内訳書（任意様式）＜1部＞
 - ・本業務の提案見積額を記載し、必ず内訳書を添付すること。
 - ・見積書は消費税を含んだ金額とし、その内訳が分かるように記載すること。
 - ・見積書の宛名は「七ヶ浜町長」とし、プロポーザル参加者名を記載し押印すること。

(2) 提出期限

令和7年7月25日（金）午後5時必着

(3) 提出方法

「3. 担当部署（提出・問合せ先）」に示した担当部署宛てに持参又は郵送で提出すること。

持参する場合：受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送する場合：書留郵便により、提出期限の午後5時まで到着するよう送付すること。

9. 受託候補者の選定方法

(1) 書類審査

評価基準の評価項目のうち、業務遂行能力により審査し、プレゼンテーション審査を行う者として評価点数の上位3者程度を選考する。なお、書類審査の結果通知は令和7年7月23日（水）とする。

(2) プレゼンテーション審査

- ①提出された企画提案書をもとに、プロポーザル参加者による企画提案書の説明及びヒアリング（委員会からの質疑等）を令和7年8月1日（金）（予定）に実施する。
- ②会場に入室できるのは4名までとする。
- ③説明は本業務の主担当予定の者とする。
- ④持ち時間は、準備5分以内、プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度とする。
- ⑤プレゼンテーションにて使用するプロジェクター（HDMI接続）、スクリーンは発注者が準備するが、パソコン等は提案者が準備する。
- ⑥プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとし、提案書にない追加提案の資料配布は認めない。なお、提案書をスライド用に再編成して説明することは可能とする。
- ⑧提出した企画提案書の内容と著しく異なる場合は失格とする。
- ⑨当日のタイムスケジュールや会場等は、別途通知する。
- ⑩審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(3) 見積額の審査

- ①見積額が提案上限額を超えている場合は失格とする。
- ②見積額及び内訳書に疑義のある場合には個別に調査を行う。

(4) 受託候補者の選定

- ①書類審査、プレゼンテーション審査及び見積額の審査を行い、総合得点で評価が最も優れている者を受託候補者として選定する（次点者も決定する）。
- ②審査結果については、七ヶ浜町ホームページにおいて公表する。この場合においてプロポーザル参加者の名称は、受託候補者のみ公表する。また、選定結果は自己の結果のみ通知する。なお、評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は非公開とし、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。
- ③なお、プロポーザル参加者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を受託候補者として選定する。
- ④受託候補者の選定結果通知は令和7年8月6日（水）（予定）とする。

10. 評価項目

評価項目及び評価内容は次の通りとする。

評価項目			審査内容・評価の視点	配点
書類 審査	業務遂行 能力	履行実績	本業務に適した履行実績であるかを評価 ・令和４年度以降における区域施策編策定 業務の同業務実績	５
		業務の実施体制	担当技術者の業務実績を評価 ・令和４年４月１日以降の同業務実績	５
		業務遂行の適正	組織における本業務能力を評価 ・会社概要書等の書類を基に審査	５
プレ ゼン テー ション 審査	企画提案	本業務の目的及び 趣旨の理解度	世界の動向や国・県の方針、本町が置かれて いる現状を理解しているか。	５
		地域特性や課題の 把握	本町の地域特性や課題を把握し、具体的で 的確な方法が提案されているか。	１０
		脱炭素シナリオ及 び目標等の設定	本町にとって適切な将来像や脱炭素に向け た方針、温室効果ガス排出量削減目標の設 定に関する考え方が示されているか。	１０
		施策及びロードマ ップの策定	目標の達成や施策の実行に向けた工夫があ るか。	１５
		会議等の運営支援	担当部署が担う各種準備や会議等の運営支 援について、具体的な支援方法が提案され ているか。	１５
		業務スケジュール	本業務を遂行できる具体的なスケジュール が示されているか。	５
		その他追加提案	業務目的を達成するために効果的な独自の 企画等が提案されているか。	２０
見積価格		価格の妥当性	見積書及び内訳書の金額が妥当か。 （※疑義のある場合には聞き取りを行う。）	５

11. 契約に関する事項

審査結果に基づき選定した受託候補者と、提案内容を基にした業務の仕様及び契約内容を協議したのち、町財務規則に基づき契約を締結するものとする。なお、受託候補者に選定された参加者が辞退した場合、又は協議が整わなかったときは、次点者を受託候補者に選定し、協議等を行った上で、契約を締結するものとする。

12. その他

- (1) 企画提案書の作成・提出等一切の経費はプロポーザル参加者の負担とし提出書類は返却しない。
- (2) 提出期限後の参加表明書及び企画提案書の提出、差し替えは認めない。
- (3) 本業務により得られた成果品及びすべての権利（所有権、著作権等）は、本町に帰属する。
- (4) この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- (5) このプロポーザルに参加した者は、この実施要領に同意したものとみなす。
- (6) 参加表明書提出後に辞退する場合は、令和7年7月31日（木）までに「参加辞退届（様式8号）」を提出すること。
- (7) 本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、七ヶ浜町情報公開条例（平成28年条例第19号）に基づき提出書類を公開することがある。なお、プロポーザル参加者の知的財産、営業秘密に該当する内容までは開示しないものとする。